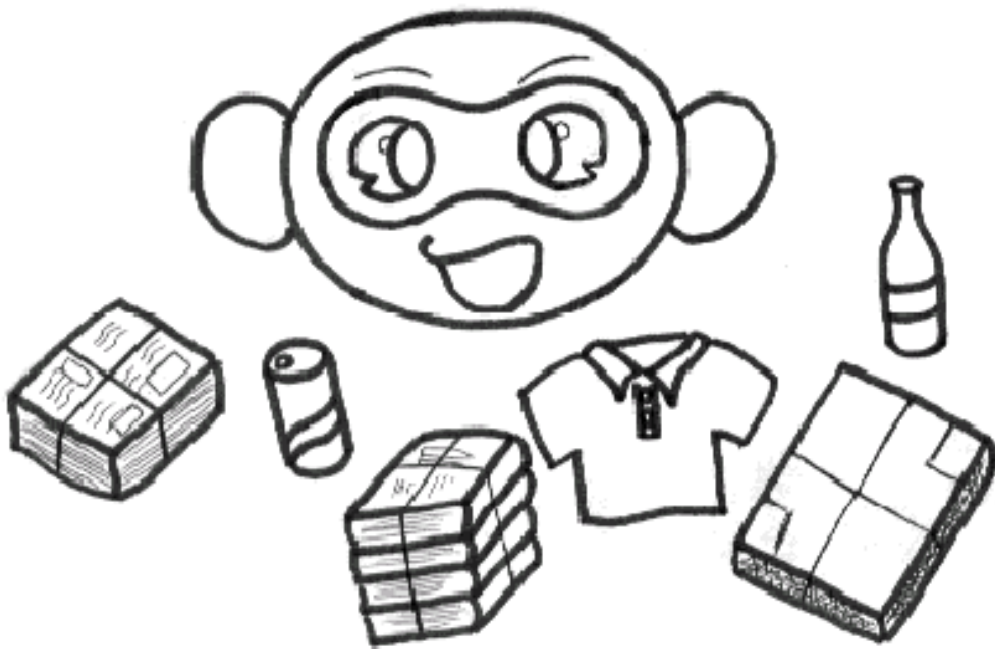


集団回収団体用

# 集団回収のてびき



府中市生活環境部資源循環推進課3R推進係

電話 042(335)4437

# 目次

I. はじめに	P2
II. 集団回収の図式	P3
III. 集団回収のながれ	P4
IV. 集団回収のはじめかた	P5~6
V. 奨励金交付の申込み手続き	P7~8
VI. その他	P9
VII. 要綱	P10~15

# 1. はじめに

現在、経済の発展と生活様式の多様化から増え続けた「ごみ」は、社会的に解決しなければならない大きな課題となっています。

そのために私たちは「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再資源化）」の3Rの取組を推進しています。

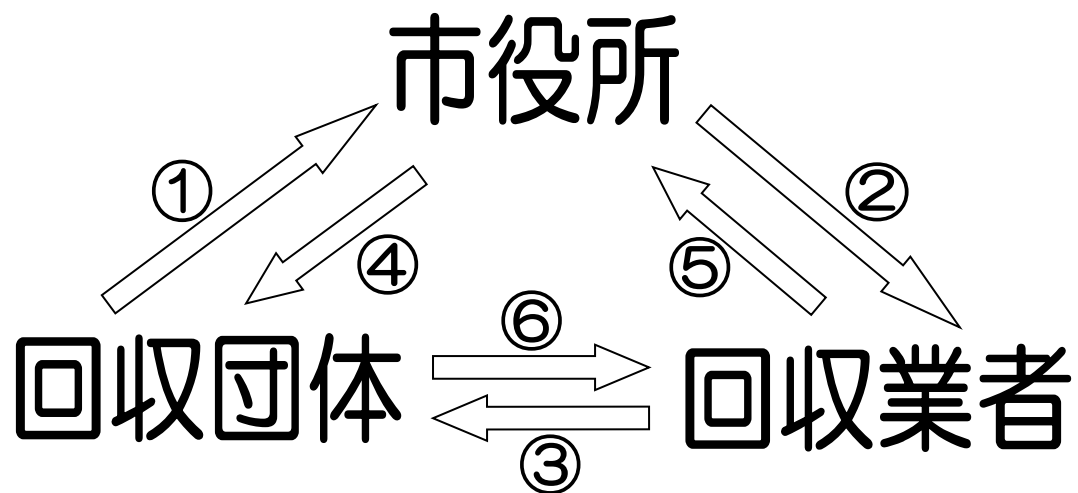
3Rの取組は、市民・事業者・行政が自ら率先して取り組み、担うべき役割を果たさなければなりません。その3Rの取組の一つとして集団回収があります。

集団回収は、①家庭からのごみが再資源化される、②良質な資源が大量に集まる、③地域のコミュニケーションが深まる、④リサイクルへの参加意識が高まる、⑤奨励金により団体の活動範囲が広がるなど、さまざまな効果をもたらします。

市民・事業者・行政の協働により、ごみを最小限に減らして資源を有効活用し、環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”を目指すためには、みなさまの積極的な行動が不可欠です。

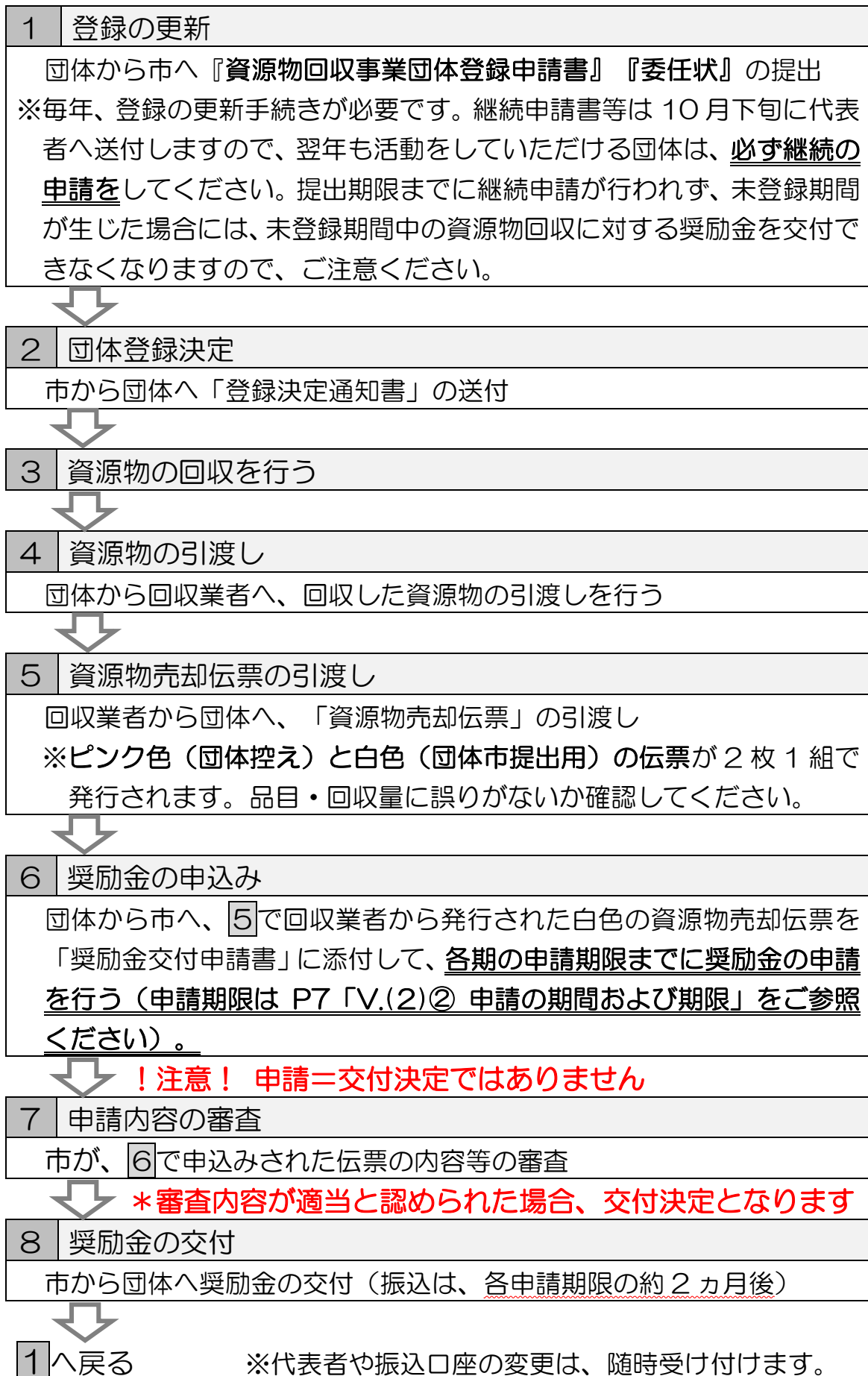
日々の生活で、ごみ減量・資源循環の意識を持ってリサイクルを心がけていきましょう。

## II. 集団回収の図式



- ① 回収団体から市役所へ
  - ・団体の登録 … P 5, 6
  - ・団体奨励金の交付申請 … P 7, 8
  - ・変更の届け出 … P 9
- ② 市役所から回収業者へ
  - ・業者奨励金の交付
- ③ 回収業者から回収団体へ
  - ・資源物の引取り
  - ・資源物売却伝票 … P 7
- ④ 市役所から回収団体へ
  - ・登録の決定 … P 6
  - ・団体奨励金の交付 … P 7, 8
- ⑤ 回収業者から市役所へ
  - ・業者奨励金の交付申請
- ⑥ 回収団体から回収業者へ
  - ・資源物の引渡し

### III. 集団回収手続きのながれ



## IV. 集団回収のはじめかた

### 1. 団体内で打合せ

#### (1) 回収日の決定

毎月第〇〇曜日、毎月△△日など、回収日は覚えやすい日にしましょう。  
※市の紙類の収集がある水曜日は、混在を防ぐため避けてください。

#### (2) 回収品目の決定

市民の家庭から出される資源が対象となります。集団回収の奨励金の対象品目及び単価は次のとおりです。

奨励金対象品目	単価
古繊維（古布）	10円/kg
新聞紙	10円/kg
雑誌・雑がみ	11円/kg
ダンボール	10円/kg
びん	10円/本
かん（アルミ缶・スチール缶）	10円/kg
紙パック	10円/kg

※ペットボトルは、奨励金の対象品目ではありません。

この事業は、市民の家庭から排出される資源物が対象であって、事業所や商店から排出される資源物は奨励金の対象外となっています。事業所や商店は、「ごみ」「資源物」を問わず、排出するものについては自己処理することが法令等で義務付けられています。

また、市の行政収集による資源物回収についても、集団回収に参加していない市民を対象にしているため、事業系の資源物と同様に奨励金の対象外です。

奨励金の対象外の資源物を収集するなど、事業の趣旨に反する行為で奨励金の交付を受けたことが発覚した場合は、奨励金の返還請求や団体登録の抹消をする場合があります。

なお、奨励金の利用方法については参加者全員で話し合い、有意義な運用を図ってください。特定の人収入になっていることが判明した場合には、奨励金の返還請求や団体登録の抹消をする場合があります。

## 2. 回収業者と打ち合わせ

府中市再生資源取扱業者として登録されている業者と、次の事項を確認してください。

### (1) 引き取り日

団体で決めた回収活動日を伝え、当日または2～3日後までに引き取りが可能かどうか確認してください。

※古布は濡れると資源になりません。雨が降る前に回収してもらいましょう。

### (2) 引き取り品目

回収業者によって、引き取り品目が異なりますので、団体で回収する品目を引き取ってもらえるかを確認してください。

### (3) 買い取り単価

回収業者の買い取り単価は、市場の状況や回収業者によって異なります。市場での在庫過剰などのため、無償または逆有償（団体がお金を支払って引き取ってもらう）となる場合もありますので、確認をしてください。

## 3. 団体の登録

集団回収団体の対象は、市内の自治会、子供会、老人会、婦人会、PTAなどの営利を目的としない団体です。『資源物回収事業実施団体登録申請書（第1号様式）』と奨励金請求行為についての『委任状』を提出してください。

申込書類を審査し、適当と認めるときは、『資源物回収事業実施団体登録決定通知書（第2号様式）』により通知します。

## V. 奨励金交付の申込み手続き

### 1. 伝票の内容確認

回収後、回収業者から2枚の『資源物売却伝票』が渡されます。

- ◆資源物売却伝票③：回収団体控え用（ピンク色）
- ◆資源物売却伝票④：回収団体市提出用（白色）

伝票では、次の内容を確認してください。

- (1) 団体名
- (2) 日付
- (3) 回収量・品目

### 2. 奨励金交付の申込み

#### (1) 必要書類

- ・『資源物回収事業奨励金交付申請書（第1号様式）』
  - ・資源物売却伝票④：回収団体市提出用
- ！注意！ 申請＝交付決定ではありません**

#### (2) 申請の期間および期限

実施月	申請期限
1～3月分	4月末日
4～6月分	7月末日
7～9月分	10月末日
10～12月分	翌年1月末日

※申請期限が土・日・祝日の場合は、休み明け最初の開庁日が申請期限となります。

**※申請期限が過ぎた回収分の申請は、奨励金交付ができません。**  
期限を守ってご申請ください。

#### (3) 団体名の統一

『資源物回収事業実施団体登録申請書（第1号様式）』、『資源物回収事業登録変更・廃止申請書（第3号様式）』、『委任状』、『資源物回収事業奨励金交付申請書（第1号様式）』の団体名は、年度を通して統一してください。類似した団体名もあるので、不明瞭な団体名は、事務処理に支障をきたす原因となる場合があります。



### 3. 奨励金の交付

提出いただいた書類をもとに奨励金額の算出等審査を行い、審査内容が  
適当と認められた場合、指定口座に振込みます。奨励金額は、各期の申込  
期限から約2ヵ月後に振り込みます。通帳記帳により確認してください。  
振込額を記載した交付実績が必要な団体は、お問合せください。

## VI. その他

### 1. 変更の届け出

代表者等情報（団体名、代表者氏名・住所・電話番号）を変更した場合には、変更の時期を決定し速やかに『資源物回収事業登録変更・廃止申請書（第3号様式）』と『委任状』を、口座変更のみの場合は『委任状』を提出してください。

提出いただいた書類で、代表者や奨励金の振込先口座（口座番号、名義等）に間違いがあると、確認作業等により入金が大幅に遅れてしまいます。口座名義に誤りがある事例が多いため、ご注意ください。（通帳の表紙ではなく、一枚めくったカタカナ表記の団体名等が金融機関に登録している口座名義になります）

### 2. のぼり旗の貸与

回収場所の目印になる「のぼり旗」と「ポール」を貸し出しします。在庫の関係がありますので事前にご連絡いただき、資源循環推進課窓口で申請書をご提出ください。

\* 1年度に1団体5セットまでの貸出になります

### 3. 回収品目の変更

問屋や市場の都合により、回収する品目に変更が生じる場合があります。回収業者からその旨の連絡があった場合には、回収品目の変更を活動参加者に周知してください。

また、回収業者の変更を希望する場合は、別紙の府中市再生資源取扱業者一覧を参照して選出し、決定後に市へお知らせください。

### 4. 廃止の届け出

集団回収をやめる場合は、『資源物回収事業登録変更・廃止申請書（第3号様式）』を提出してください。

また、市による行政収集で資源物回収をしていない場合は、行政収集を再開する必要があるため、忘れずに『資源物行政収集停止（変更・再開）申込書』も提出してください。

## Ⅶ. 要綱

### 府中市資源物回収事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ごみの減量及びリサイクル活動の推進のための資源物回収事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物回収事業実施団体 市内の自治会、管理組合、子供会、老人会、婦人会、PTA又はスポーツ団体等の営利を目的としない市民団体で、第9に規定する資源物を回収する団体として登録を受けたものをいう。
- (2) 再生資源取扱業者 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成4年12月府中市条例第32号）第6条第6項に規定する資源回収等を業としている事業者で、事業の取扱業者として登録を受けたものをいう。

(資源物回収事業実施団体の登録)

第3 資源物回収事業実施団体（以下「回収団体」という。）として登録しようとする市民団体は、あらかじめ資源物回収事業実施団体登録申請書（第1号様式）に必要な事項を記載し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、回収団体として登録し、資源物回収事業実施団体登録決定通知書（第2号様式）により当該団体に通知する。

3 回収団体は、第1項の申請書に記載した事項を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、資源物回収事業登録変更・廃止申請書（第3号様式）にその旨を記載して、市長に申請しなければならない。

(再生資源取扱業者の登録)

第4 再生資源取扱業者（以下「取扱業者」という。）として登録しようとする事業者は、あらかじめ再生資源取扱業者登録申請書（第4号様式）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）
- (2) 本人確認のできるものの写し（個人の場合に限る。）
- (3) 納税証明書又は非課税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、取扱業者として登録し、再生資源取扱業者登録証（第5号様式）を当該取扱業者に交付する。

3 取扱業者は、第1項の申請書に記載した事項を変更するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 取扱業者は、再生資源取扱業者登録証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を届け出て、再生資源取扱業者登録証の再交付を受けなければならない。

（資源物回収車両の登録）

第5 取扱業者として登録された者は、事業に使用する車両を資源物回収車両として登録しようとするときは、あらかじめ資源物回収車両登録申請書（第6号様式）に必要な事項を記載し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、取扱業者の車両を資源物回収車両として登録し、資源物回収車両登録証（第7号様式）を当該取扱業者に交付する。

3 取扱業者は、第1項の申請書に記載した事項を変更するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 取扱業者は、資源物回収車両登録証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を届け出て、資源物回収車両登録証の再交付を受けなければならない。

（取扱業者の遵守事項）

第6 取扱業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 再生資源の回収の際、再生資源取扱業者登録証及び資源物回収車両登録証を提示すること。

(2) 実施日、回収品目、回収方法等について、回収団体と事前に協議し、回収を円滑に実施すること。

(3) 回収に際しては、資源物売却伝票を使用し、回収団体に対してその都度資源物売却伝票を提出すること。回収した再生資源の計量を明確にするため、回収団体に対し、原則として取扱業者が売り渡すときの計量伝票をその都度提出すること。

（登録の有効期限）

第7 回収団体、取扱業者及び資源物回収車両の登録の有効期限は、回収団体、取扱業者又は資源物回収車両として登録された日から当該年の12月31日までとする。

（登録の更新）

第8 回収団体の登録の更新については、第3の規定を準用する。

2 取扱業者の登録の更新については、第4の規定を準用する。

3 資源物回収車両の登録の更新については、第5の規定を準用する。

(回収品目)

第9 事業の対象となる資源物は、次に掲げるものとする。

- (1) 古繊維
- (2) 新聞紙、雑誌、ダンボール等の古紙類
- (3) びん
- (4) 古鉄類（非鉄金属を含む。）
- (5) ペットボトル
- (6) 紙パック

(資源物の引渡し)

第10 回収団体は、回収した資源物を取扱業者に引き渡すものとする。

(資源物の回収価格)

第11 第7に伴う資源物の回収価格は、市場の状況等を考慮し、回収団体と取扱業者の協議により決定するものとする。

(登録の取消し)

第12 市長は、取扱業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに登録を取り消すことができる。

- (1) 申込書の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 第5の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市に著しい不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(雑則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月25日要綱第103号）

この要綱は、平成19年1月1日から施行し、この要綱による改正後の府中市資源物回収事業実施要綱第2から第8まで、第10から第12まで、第6号様式及び第7号様式の規定は、平成18年4月1日から適用する。

## 府中市資源物回収事業実施団体奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、資源物回収事業を実施する団体に対して、資源物回収事業実施団体奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 奨励金の交付を受けることができる団体は、府中市資源物回収事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の規定により登録を受けた資源物回収事業実施団体（以下「回収団体」という。）とする。

(対象品目等)

第3 奨励金の対象となる資源物は、実施要綱第9第1号から第4号まで及び第6号に規定する資源物とする。ただし、次に掲げる資源物については、この限りでない。

(1) 事業所又は商店から排出され、又は寄付された資源物

(2) リサイクルボックス等から取り出し、又は投棄された資源物

2 奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、回収した資源物の重量又は数量に、当該各号に定める単価を乗じて得た額を資源物の種類ごとに算出し、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該重量に1キログラム未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 雑誌（雑紙を含む。） 1キログラムにつき11円

(2) 古繊維、新聞、段ボール、瓶、古鉄類（非鉄金属を含む。）及び紙パック 1キログラム（瓶にあつては1本）につき10円

(交付の申込み)

第4 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、申込書に実施要綱第4に規定する再生資源取扱業者の発行する資源物売却伝票を添付し、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込みの期限は、次の各号に掲げる資源物回収事業の実施期間の区分に応じ、当該各号に定める日（府中市の休日に関する条例（平成元年3月府中市条例第11号）に規定する府中市の休日（以下この項において「府中市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い府中市の休日でない日）とする。

(1) 1月1日から3月31日まで 4月末日

(2) 4月1日から6月30日まで 7月末日

(3) 7月1日から9月30日まで 10月末日

(4) 10月1日から12月31日まで 1月末日

(交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申込みを受けた場合は、これを審査し、

適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定により奨励金を交付した回収団体から申出があったときは、当該決定の日の属する年度分の奨励金の交付実績について、通知書により通知するものとする。

(返還)

- 第6 市長は、回収団体が偽り又は不正な行為により奨励金の交付を受けたと認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

- 第7 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

- 第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に「府中市資源物回収事業奨励金交付要綱」に基づきなされた行為については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成15年5月27日から施行し、改正後の府中市資源物回収事業実施団体奨励金交付要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則 (平成18年12月25日要綱第104号)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行し、この要綱による改正後の府中市資源物回収事業実施団体奨励金交付要綱(以下「新要綱」という。)第4の規定は、平成18年4月1日から適用する。

- 2 平成19年4月10日までに交付申請した奨励金の交付対象品目(古繊維、古紙類、びん及び古鉄類に限る。)の単価については、新要綱別表中「8円」とあるのは「10円」とする。

付 則 (平成20年12月11日要綱第124号)

この要綱は、平成20年12月11日から施行し、この要綱による改正後の府中市資源物回収事業実施団体奨励金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年3月28日要綱第17号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月28日から施行し、この要綱による改正後の第3第1項及び別表の規定は、平成24年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の第3第1項及び別表の規定は、適用日以後に回収した資源物に係る奨励金の交付について適用し、適用日前に回収した資源物に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

付 則 (令和3年3月17日要綱第12号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月17日要綱第16号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。